

領事出張サービスのお知らせ（仏領ポリネシア）

在ヌメア領事事務所は、2026 年 10 月に仏領ポリネシア・パペーテにおいて、領事出張サービスを実施する予定です。

●パペーテ市 10 月 8 日（木）9 時～16 時（予定）

会場：Maison de la culture de Tahiti

※当日のプログラムについては、9 月以降に再度ご連絡いたします。

1 旅券の受領

（１）オンラインによる申請手続きが可能です。

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/07006.html

※2026 年 7 月 1 日（日本時間）の申請分より旅券手数料が引き下げられました。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html

（２）オンラインによる申請では、旅券を受け取る在外公館に在ヌメア領事事務所を選択してください。

（３）旅券は、日本国内で作成され、当事務所に送付されます。新しく作成された旅券が当事務所に届くまでに申請から 1 ヶ月～1 ヶ月半程度を要します。

（４）その後、当事務所に届いた旅券を、出張サービスの際にお持ちし、出張サービス会場で交付します。ただし、受領の際は、申請者ご本人の出頭が必要になります。

（５）オンラインでの申請は、可能な限り **8 月 14 日（金）** までに行ってください。それ以降の申請については、領事出張サービスの際にお渡しできない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、旅券が作成されてから 6 ヶ月以内に引き取りがなされない場合は失効します。さらに、今後の申請の際には手数料が高くなりますのでご注意ください。

2 各種証明

各種証明をご希望の場合は、事前に申請いただいたものを出張サービス時にお渡しすることが可能です。申請は、**9 月 25 日（金）** までに在ヌメア領事事務所にメールで申請してください。

手続き方法については、当事務所までご相談ください。証明によっては戸籍謄本の原本等が必要となる場合があります。日本から取り寄せるなど前もってご準

備ください。

必要書類については在フランス大使館のサイトをご覧ください。

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000044.html

なお、当事務所では証明のオンライン申請は実施しておりません。

3 戸籍・国籍の届出（婚姻届、離婚届、出生届等）

届出をご希望の方は、当事務所で記載内容の事前チェックを行いますので、**9月25日（金）**までに記載済みの届出書類一式を当事務所メールアドレスまで送付してください。内容を確認次第、ご連絡差し上げます。出張サービス会場では、記載内容の事前チェックがすでに終わっている届出書を受付いたしますので、ご協力をお願いします。

手続きの内容等については、以下をご覧ください。

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/koseki.html

4 在外選挙人名簿登録申請、記載事項変更申請書等

新規登録をご希望の場合は、在留届を事前に提出の上、当日は旅券をご持参ください。事前の連絡の必要はございません。

登録要件や必要書類等については、以下をご覧ください。

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/01014.html

5 その他

その他、ご相談等がございましたら、事前に当事務所までご連絡ください。

【お問い合わせ】

在ヌメア領事事務所

電話：（＋687）24 -18-55

E-maii：consulatjapon.noumea@nm.mofa.go.jp